

多可町強靱化地域計画

令和2年6月

兵庫県 多可町

〈 目 次 〉

第1章 はじめに

1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 地勢と自然的特性	2

第2章 基本的な考え方

1 基本目標	6
2 強靱化を推進する上での基本方針	6
3 特に配慮すべき事項	8

第3章 リスクに対する脆弱性評価

1 災害想定	9
2 被害想定	9
3 脆弱性評価	14
4 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	14

第4章 強靱化に向けた推進方針 18 |

第5章 脆弱性評価結果 29 |

第6章 本計画において活用する国事業、交付金等 42 |

第7章 計画の推進 44 |

第1章 はじめに

1 趣旨

平成 23 年 3 月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を明らかにした。

また、近年集中豪雨の発生回数が増加し、台風が大型化するなど大規模自然災害が多発している。

本町においても、平成 23 年 9 月の台風第 12 号では河川決壊や護岸崩壊、土砂崩れにより、町内全域で床上浸水などの多数の被害が発生し、平成 30 年には、多可町で初めて大雨特別警報が発令されるなど、様々な自然災害に備える体制を強化していく必要がある。併せて、近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震や山崎断層帯地震など、地震に対する備えも喫緊の課題である。

こうした中、国において、平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」が策定された。平成 30 年 12 月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、同計画を改定するなどして、政府一丸となって強靱な国づくりに向けた取組を進めている。

また、県においては、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」を平成 28 年（2016 年）1 月に策定し、令和 2 年 3 月に見直された。

本町においては、台風や集中豪雨による風水害や南海トラフ・山崎断層帯等による地震発生時に想定される災害を念頭に「わたしたちのまちは わたしたちでまもる」ことを基本理念として、町民と行政が一体となった防災のまちづくりを進めており、自治会単位の自主防災組織では、防災行動計画の策定と災害時要援護者の個別支援計画の作成を推進している。また、平成 28 年には防災行政無線を更新する中で、町内各所に雨量計や河川監視カメラを整備するとともに、防災ネットや各種 SNS による情報収集伝達体制の強化を推進してきた。そして、浸水想定や大地震による被害想定などを町全体で共有・対応するため、新たに調査された最大浸水想定や土砂災害特別警戒区域等を示した多可町防災マップの更新作業等を進めている。

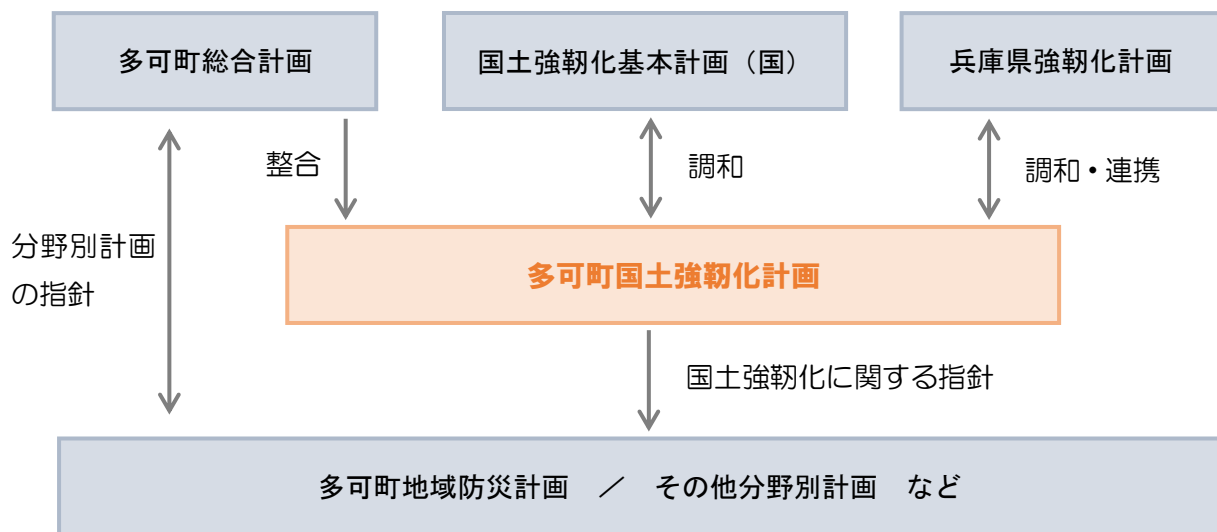
国及び県と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くてしなやかな地域の構築を目指し、本町の強靱化に関する指針となる多可町強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する。

また、町政の基本方針である第2次総合計画及び創生総合戦略を踏まえ、災害対策基本法に基づき策定した地域防災計画及び各課で策定される各部門別計画と整合を図りながら策定する。

多可町国土強靱化計画と関係計画の関係



3 計画期間

強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、町の内外における社会情勢の変化や国の強靱化施策の推進状況などに応じた施策が必要となることから、推進期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とした。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

4 地勢と自然的特性

（1）位置及び面積

本町は兵庫県の東・北播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町に接している。

東西13km、南北30kmと南北に長く、総面積185.19km²を有している。直線距離で神戸まで約45km、大阪まで70kmの距離にある。

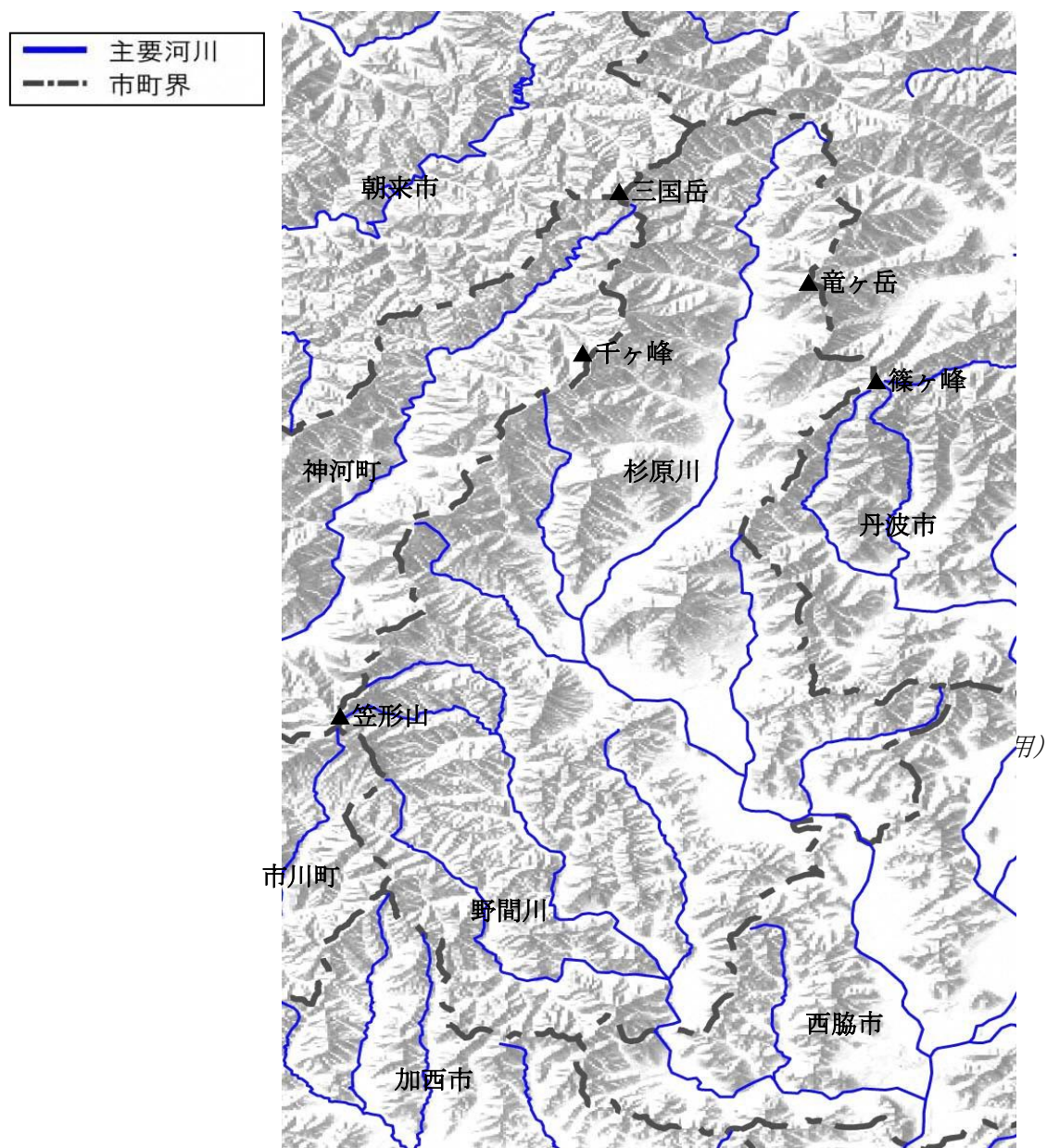
（地域防災計画：総則-16より引用）

(2) 地勢

本町は、周囲を中国山脈（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流して西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れている。

海拔高度は、加美区の三国岳や千ヶ峰の山地が 800m～1,000m 級であり、加古川支流の杉原川沿いでは、谷底平野を形成している。

(地域防災計画：総則-16 より引用)

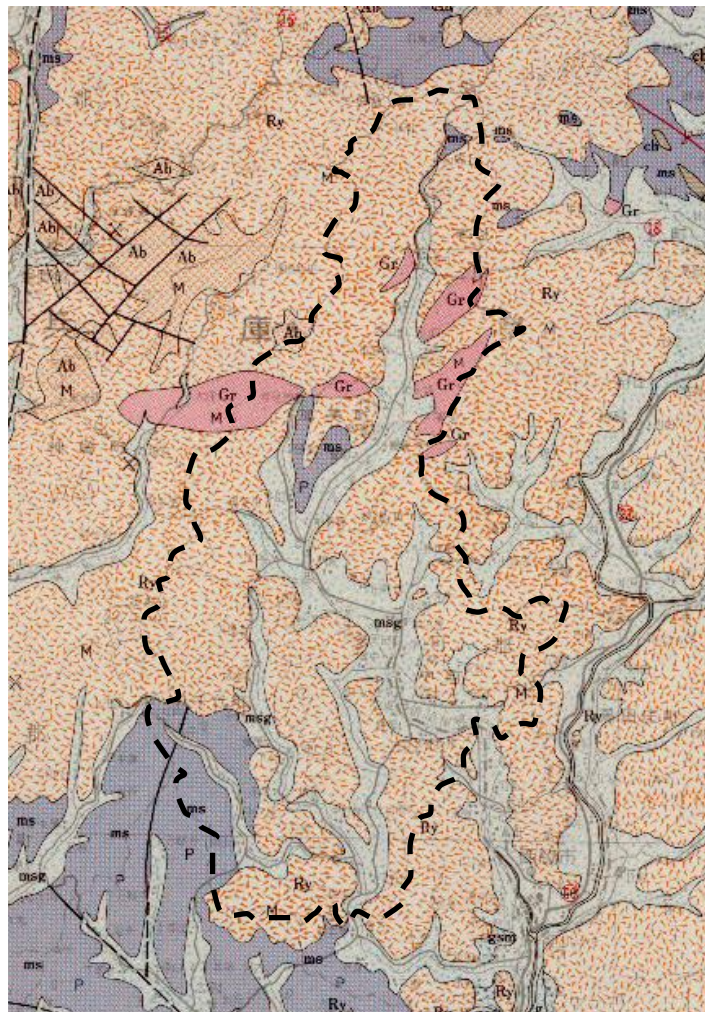


(3) 地質

本町の地質は、河川沿いの平坦部に分布する未固結な沖積層と山地部に分布する基盤岩類などからなる。基盤岩類は、中生代白亜紀の花崗岩、先第三紀の流紋岩類、泥質岩から構成されている。花崗岩類は、花崗閃緑岩や石英閃緑岩などからなり、中生代白亜紀の貫入生成による。流紋岩は、町域全域の山岳部に分布し、流紋岩及び同質凝灰岩や凝灰質砂岩類からなる。泥質岩は、頁岩や粘板岩を主体とし、篠山周辺から佐用町上月に至る地域に分布する古生界、中生界などに相当する。

段丘礫は、沖積層及び洪積層に属し、河岸段丘を形成し、未固結の砂礫及び砂が卓越している。

(地域防災計画：総則-17より引用)



20 万分 1 表層地質図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡 例

	gsm	：礫砂泥		Ry	：流紋岩類
	ms	：泥質岩		Gr	：花崗岩

（４）気象概況

本町は、瀬戸内気候の影響を受けて比較的穏やかであるが、中国地方の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きい。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。さらに、冬季は、積雪が少なく寒冷である。

西脇アメダスの記録によれば、気象は年間平均気温の平均値 14.3℃、年間最高気温の平均値 35.6℃、年間最低気温の平均値-6.3℃（いずれも 1979～2014 年の平均値）、年間降水量の平均値 1,433mm である（1981～2010 年の平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量 165.2mm と多雨である（1981～2010 年の平均値）。

（地域防災計画：総則-19 より引用）

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

以下の基本目標の下、関連施策を推進し、町の強靱化を図る。

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

2 強靱化を推進する上での基本方針

本計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 長期的観点からの推進

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、町だけでなく国、県、他市町、事業者、住民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化する。
- ・本町の多様性と豊かな個性を生かす。
- ・広域連携等を通じた一体的な取組により、広域応援・受援機能を充実させ、巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（町、県、国）と民（事業者、住民）が役割分担して取り組む。
- ・防災・減災の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本町を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当

たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

（４）効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信や科学的知見の普及啓発を図る。
- ・社会資本整備にあたっては、測量・設計・施工等の全ての建設生産プロセスにおいて、ICT 等最新技術を活用し、生産性の向上を図る。

（５）個別事業の取組

① ハード整備の推進

- ・南海トラフ地震等に備える地震対策、総合的な治水対策、災害に強い森づくり等による土砂災害対策など、災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。
- ・次世代を担う子どもたちが過ごす教育施設や保育施設などについて、災害に対応できるよう施設整備、耐震化を進める。
- ・地域の避難場所となる公共施設をはじめ、交流施設や集会所などの耐震化整備を進める。
- ・避難所の環境整備を進めるため、被災者の重要な情報伝達手段となる Wi-Fi 環境や自家発電設備の整備を推進する。
- ・高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型等の施設整備を進め、安心してサービスが受けられる基盤づくりを推進する。

② ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。
- ・地域における担い手を育成・確保するため、自主防災組織への支援や、小学校、中学校、高等学校における防災教育、ひょうご防災リーダーの育成、集落防災委員の資質向上など、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、多可町社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等が災害弱者となる可能性が高いことを鑑み、十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成 30 年は、大阪府北部を震源とする地震、7 月豪雨、台風第 20 号、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われた。これを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、災害時において、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能維持が重要であることについて、多くの知見を示した。以下に示す本町に関わりの深い具体的事例を踏まえ、災害に強いまちづくりに取り組む。

【知見の具体的事例】

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れがある区間への対応が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスクの情報や土砂災害に関する情報の伝達方法を改善していく必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土など、社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路の閉塞や、電線が寸断され、停電が発生し、復旧活動が阻害されるなどの課題に対応する必要があること

(2) 国及び県、他市町との連携による強靱化の推進

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、町が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりにも資するものであり、極めて重要である。

そのため、国及び県、他市町等と連携・協力し、地域が一体となって強靱化施策を推進し、災害に強いまちづくりに取り組むこととする。

第3章 リスクに対する脆弱性評価

1 災害想定

本計画では、住民生活及び町経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ大地震、山崎断層帯地震などに加え、風水害による豪雨、土砂災害を想定した。

(1) 地震

〈内陸部直下型地震〉

阪神・淡路大震災に代表される内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、最近数十万年間に発生または動いた断層で、今後も活動すると考えられている。その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿にかけては東西方向の歪み力を受けておびたしい数の活断層が分布している。

〈海洋性巨大地震〉

海洋性巨大地震はマグニチュード8を超える規模で歴史的に繰り返し発生しており、近畿地方に関係する地震としては、紀伊半島沖を震源とする地震に代表される。過去、紀伊半島沖ではマグニチュード8を超える南海地震が発生し、古文書等で定期的に発生していることが知られている。しかし、本町域への被害は現在のところ報告や記録はない。

前回の南海地震からは既に60年が経過しており、次は比較的早く発生する、また東海地震と同時又は連続して発生するのではないかという意見もあり、被害も広範囲に及びことが予測されている。

(地域防災計画：総則35より引用)

(2) 風水害・土砂災害

本町内で発生する風水害等としては、台風被害や集中豪雨による洪水氾濫、土砂崩れ・山崩れ、それらに伴う家屋の浸水、倒壊、損壊、道路等交通機関、電力・通信、水道等の機能麻痺、農林業、商工業被害などが考えられる。

(地域防災計画：総則22、25より引用)

2 被害想定

(1) 地震

被害想定は、本町に最大震度5弱以上の大きな影響を与える断層帯による地震を対象としている。

「山崎断層帯（主部南東部）」

「山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）」

「山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）」

「御所谷断層帯」

「多可町直下断層」

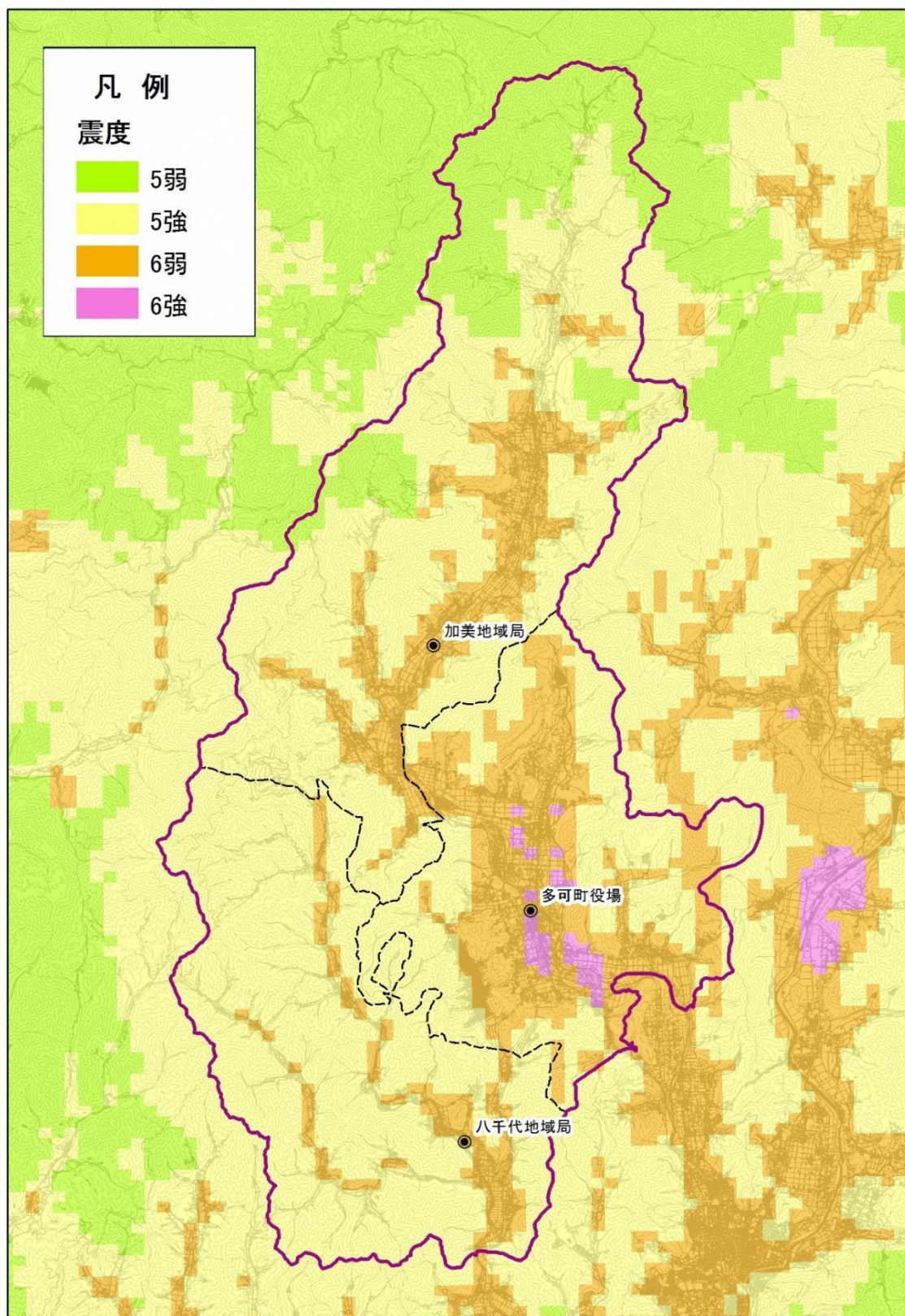
（地域防災計画：総則 39 より引用）

多可町域における地震被害想定

地震	想定規模	最大震度	物的被害				人的被害					
			揺れ		液状化	火災	建物倒壊（冬早朝 5 時）			火災（焼死者数）（冬夕方 18 時）		建物被害（全壊・焼失・半壊）による避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以上	
有馬－高槻断層帯	M7.7	5 強	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
山崎断層帯（主部南東部）	M7.3	6 弱	1	82	2	1	0	5	0	1	1	62
山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）	M7.5	6 弱	2	126	6	1	0	8	0	1	1	95
山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M8.0	5 強	2	6	0	1	1	1	1	1	1	3
御所谷断層帯	M7.2	6 弱	4	213	15	1	0	14	0	1	1	162
多可町直下	M6.9	6 強	433	2,222	32	1	28	197	14	1	1	2,241

【直下地震による震度分布図】

(地域防災計画：総則 40 より引用)



<参考 1>過去の地震災害 ※兵庫県のどこかに震度 5 弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	(推定) 規模(M)	
1	599. 5. 28(推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12(大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15(天平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11(天長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26(仁和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22(承平 8 (天慶 1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17(嘉保 3 (永長 1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3(正平 16. 6. 24)	8 ¹ / ₄ ～8. 5	
10	1449. 5. 13(文安 6 (宝徳 1) . 4. 12)	5 ³ / ₄ ～6. 5	
11	1498. 9. 20(明応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21(永正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25(天正 7. 1. 20)	6. 0± ¹ / ₄	
14	1596. 9. 5(文録 5(慶長 1) . 7. 13)	7 ¹ / ₂ ± ¹ / ₄	
15	1662. 6. 16(寛文 2. 5. 1)	7 ¹ / ₄ ～7. 6	
16	1707. 10. 28(宝永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26(寛延 4 (宝暦 1) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23(嘉永 7 (安政 1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24(嘉永 7 (安政 1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6(文久 4 (元治 1) . 1. 28)	6 ¹ / ₄	
21	1891. 10. 28(明治 24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26(大正 5)	6. 1	
○23	1925. 5. 23(大正 14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7(昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12(昭和 2)	5. 2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21(昭和 21)	8	南海地震
27	1963. 3. 27(昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎28	1995. 1. 17(平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6(平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○30	2013. 4. 13(平成 25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
○31	2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

(注 1) ○は県内のいずれかに震度 6 以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度 7 の揺れがあった地震

(注 2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412 年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

<参考2>過去の風水害の発生状況

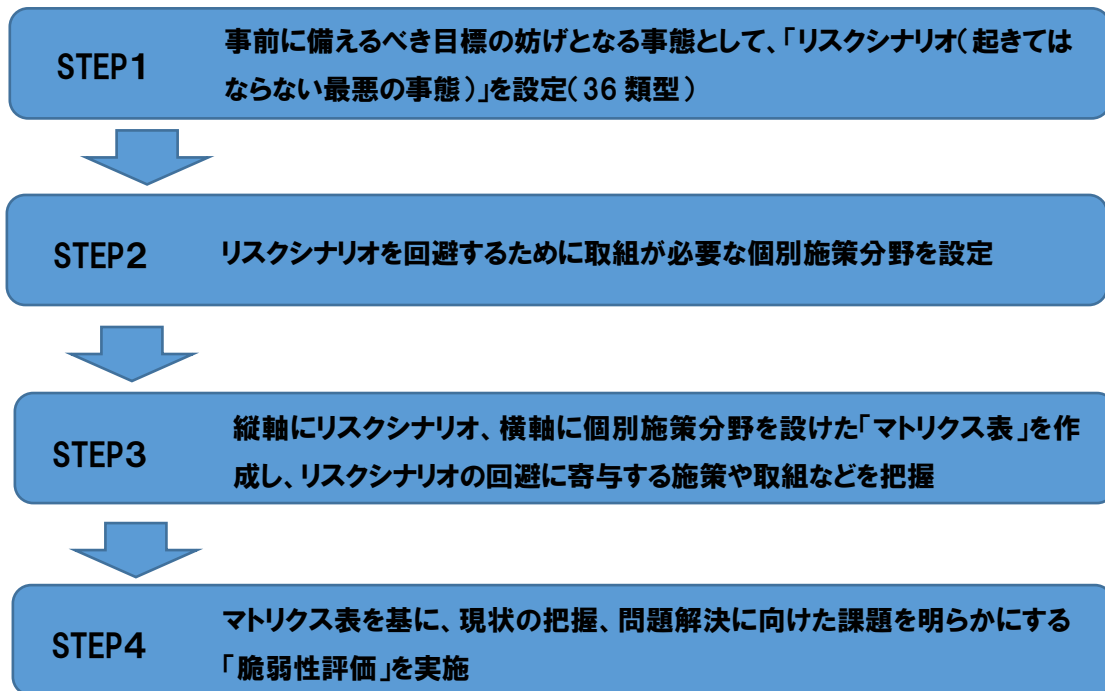
※昭和以降の死者 20 人以上の災害に加え、流出土砂量の大きかったもの等を記載

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	県内の主な被災地域
梅 雨 前 線 等	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1～2	44 人	19 人	東播磨
	梅雨前線による豪雨	昭和 13. 7. 3～5	731 人	1, 463 人	神戸
	梅雨前線による豪雨	昭和 36. 6. 24～28	41 人	119 人	阪神、淡路、東播磨
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42. 7. 9	100 人	102 人	阪神、淡路
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46. 7. 17～18	22 人	100 人	西播磨
	平成 26 年 8 月豪雨	平成 26. 8. 16～17	2 人	4 人	丹波
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30. 7. 6～7	2 人	11 人	全域
台 風	室戸台風	昭和 9. 9. 21	281 人	1, 523 人	神戸、但馬、淡路
	枕崎台風	昭和 20. 9. 17～18	19 人	62 人	西播磨、但馬
	阿久根台風	昭和 20. 10. 8～11	231 人	92 人	西播磨、東播磨、但馬
	ジェーン台風	昭和 25. 9. 3	41 人	904 人	全域
	伊勢湾台風	昭和 34. 9. 26	19 人	242 人	但馬、丹波
	台風第 16 号	昭和 35. 8. 29	32 人	65 人	神戸、阪神
	第 2 室戸台風	昭和 36. 9. 16	10 人	134 人	神戸、阪神、但馬、淡路
	台風第 23、第 24 号	昭和 40. 9. 10～17	39 人	765 人	全域
	前線及び台風第 17 号	昭和 51. 9. 8～13	16 人 行方不明 3 人	41 人	西播磨
	前線及び台風第 10 号	昭和 58. 9. 24～29	13 人 行方不明 1 人	16 人	東播磨、丹波
	前線及び台風第 19 号	平成 2. 9. 17～20	2 人	12 人	全域
	台風第 23 号	平成 16. 10. 20～21	26 人	134 人	但馬、淡路
	台風第 9 号	平成 21. 8. 9～10	20 人 行方不明 2 人	7 人	西播磨
	台風第 21 号	平成 30. 9. 4	0 人	60 人	神戸、阪神

3 脆弱性評価

(1) 評価手順

脆弱性評価は、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に示された評価手法を参考に、次の手順で行い、基本計画及び県計画で設定されたリスクシナリオを参考として、本町の特性などを踏まえ、事前に備えるべき目標の妨げになるものとして、36 のリスクシナリオを設定した。



(2) 評価結果

【第5章 脆弱性評価結果】のとおり

4 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針(次章)は施策分野別に括り記載する。起きてはならない最悪の事態と施策分野の対応関係は下表のとおりとする。

事前に備えるべき目標		1 治水対策・土砂災害対策	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域防災力の強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○		○			○					○	
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○											
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○				
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○				○	○							
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する														
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○	○			○						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○					○		○				
2-3	被災地等での救助・救急活動等にあたる警察・消防等職員の絶対的不足								○		○			○
2-4	大量の帰宅困難者等の発生、混乱									○				
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				○			○		○	○		○	
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○									
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生									○				
3 必要不可欠な行政機能は確保する														
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱					○			○					
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○					○

事前に備えるべき目標		1 治水 対策・土砂 災害対策	2 住宅・都市	3 ライフ ライン・廃棄 物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域防災力の強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○				○		○						
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○								
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる状態					○		○		○		○		
5 経済活動を機能不全に陥らせない														
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						○							
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害	○					○	○						
5-3	産業施設の損壊、火災、爆発等						○							
5-4	幹線道路の分断等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○						○					○	
5-5	食料等の安定供給の停滞			○				○						
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市石油、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			○										
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○									○	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○								○	○	
6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止					○		○					○	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全											○	○	

事前に備えるべき目標		1 治水 対策・土砂 災害対策	2 住宅・都市	3 ライフライン・ 廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域防災力の強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○					○	○		○			
7-2	沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺		○			○		○						
7-3	ため池、雨水・用水ゲート等の機能不全による	○				○				○		○	○	
7-4	二次被害の発生							○						
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大		○	○				○						
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○										
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態											○		
8-3	貴重な文化財や自然環境の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○		○	○		
8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○									○		
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響						○							○

第4章 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、国及び県、他市町等と連携の上、【第6章 本計画において活用する国事業、交付金等】を活用し、以下の方針により施策を推進する。

1 治水対策・土砂災害対策

◎河川改修等の治水対策の推進【建設課】

- ・関係機関と連携し、川床掘削、井堰改修等の河川改修を推進するとともに、良好な河川環境を維持管理する。

◎土砂災害対策の推進【建設課、定住推進課】

- ・兵庫県と連携して、砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を推進する。
- ・土砂災害による危険から住民の生命及び財産を保護するため、危険住宅の移転及び改修に以下の補助を実施する。

〔補助の内容〕

住宅土砂災害対策改修事業、がけ地近接等危険住宅移転事業

◎ため池の決壊対策【産業振興課】

- ・ため池の点検や事前放流などの適正管理を促進するとともに、耐震診断等を実施する。
- ・ため池決壊時の浸水想定や円滑な避難を確保するため、ため池マップ等を作成し、公開するなど啓発する。

◎農地・農業水利施設等の保全管理【産業振興課】

- ・農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

◎森林の荒廃による被害の拡大を防ぐ【産業振興課】

- ・森林の多面的機能の発揮と災害時における土砂流出や表層崩壊等を防止するため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全管理を実施するとともに、林業の担い手育成・確保を図る。
- ・森林へのアクセスや車両走行の安全性向上を図るため、林道の適正な維持管理を実施する。

【重要業績評価指標】

■下水道区域内雨水整備率（％）	(R2) 60	→ (R6) 72
■砂防施設整備着手箇所数（箇所）	(R2) 7	→ (R6) 15
■森林整備延べ面積（ha）	(R2) 210	→ (R6) 250
■ため池耐震化等改修工事実施箇所数（箇所）	(R2) 0	→ (R6) 1

■ため池マップ作成箇所数（箇所）

(R2) 0 → (R6) 145

2 住宅・都市

◎住宅建築物の耐震化【定住推進課】

- ・多可町に存する住宅の耐震化の促進を図ること及び地震による住宅やブロック塀等の倒壊から町民の生命を守ることを目的に以下の補助を実施する。

〔補助の内容〕

簡易耐震診断、住宅建替え補助、防災ベッド設置補助、住宅屋根軽量化補助、計画策定費補助、改修工事費補助、簡易耐震改修費補助

◎町営住宅の長寿命化【定住推進課】

- ・町営住宅の長寿命化を推進するとともに、老朽化した町営住宅について廃止撤去を進める。

◎空家対策の推進【定住推進課】

- ・空家等対策計画に基づき、空家等への対策を推進する。
- ・特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて勧告・命令・代執行を行う。

◎学校施設の耐震化の推進【教育総務課】

- ・町内8小中学校施設は、子ども達が集い学習する場であり、地域の住民にとってもスポーツなどの活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設である。これらの学校施設の長寿命化計画を策定し、子ども達の安全を確保することともに、学校施設に求められる防災機能を強化する。

◎公園の整備【建設課】

- ・平時は町民等の憩いの広場として、災害時は緊急避難所や延焼防止、応急仮設住宅の設置場所等としての機能を発揮する公園、緑地、運動場等の整備・長寿命化を推進する。

◎地籍調査事業の推進【建設課】

- ・災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。

◎被災者の住宅政策の推進【生活安全課】

- ・速やかな住宅再建等を促進するため、兵庫県住宅再建共済制度の加入を促進する。

◎文化財等の耐災害性の向上【教育総務課】

- ・文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。
- ・歴史資料館の展示物・収蔵物のほか、地域の有形・無形の文化遺産を記録する。
- ・指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握を進める。

【重要業績評価指標】

■住宅の耐震診断件数（戸）

(R2) 9 → (R6) 24

■公共施設の耐震化率（％）

(R2) 87.6 → (R6) 100

■特定空家または特定空家候補除却件数（件）	(R2) 2	→ (R6) 10
■公園施設長寿命化対策着手数（公園）	(R2) 0	→ (R6) 1
■フェニックス共済加入世帯数（世帯）	(R2) 413	→ (R6) 650

3 ライフライン・廃棄物

◎食料等の供給確保【生活安全課】

- ・兵庫県と連携し、想定避難者数を踏まえた食料等の備蓄を進める。
- ・民間事業者等との協定締結や連携強化を図り、災害時の食材等について流通備蓄により確保する。
- ・救援物資受入拠点の確保や受入手順、人員体制等の整備を進めるとともに、地域と連携した配送体制を構築する。
- ・大規模災害に備え、3日分の食料、飲料水、生活必需物資の家庭備蓄や非常持ち出し品の準備について、町民に周知啓発し、普及を図る。

◎エネルギーの供給体制の確保【生活安全課】

- ・エネルギー関係事業者との情報伝達・共有体制の構築を図るとともに、エネルギー関連施設・設備の耐震化や老朽化対策などの事前対策と資材整備、人員確保等の迅速な復旧体制の整備を要請する。

◎停電時のエネルギー確保【総務課・財政課】

- ・自家発電整備の設置及び維持管理は、非常に高コストとなることから、必要に応じて移動式電源車や可搬式の自家発電設備等での対応を行う。
- ・現況施設の受電環境を整理し、電力会社やメーカー等との協力体制の構築へ向けて情報収集に努める。

◎施設・管路の耐震化・更新【上下水道課】

- ・避難所や給水拠点、病院などの重要施設へ配水するための水道施設を優先的に更新するために、中長期視点に立った「重点整備計画」を策定、計画的に耐震化を推進する。

◎下水道施設の整備【上下水道課】

- ・下水道施設の統廃合計画を早期に実施する（※廃止後の処理場は災害機材備蓄倉庫として活用する）。
- ・下水道施設や基幹管路の耐震化・長寿命化を推進する。

◎下水道施設における災害時の迅速な対応【上下水道課】

- ・災害時に必要な発電機及び汚水運搬車等を確保しておく。

◎災害等への備え【上下水道課】

- ・平成21年度に「水道危機管理マニュアル」を策定しているが、策定より10年が経過しているため、テロ対策や新型インフルエンザ対策など新たな課題への対応策を追記し、全体的な見直しを図る。
- ・県や町が主催する総合防災訓練に参加し、緊急時の対応力の向上に努める。

◎災害廃棄物の処理体制の整備【生活安全課】

- ・大規模災害発生時の廃棄物処理について定める災害廃棄物処理基本計画を見直す。
- ・広域的な大規模災害の発生も念頭に、新ごみ処理施設を西脇市と共同で整備するとともに、県、近隣自治体、関係団体、民間企業などとの連携体制を構築し、災害廃棄物処理の多重化を図る。
- ・建築物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード及び搬入経路を確保する。
- ・災害廃棄物等を処理できる残余能力を確保するため、北播磨清掃事務組合と連携して平時からゴミの減量・分別を推進する。

【重要業績評価指標】

■基幹配水管路耐震適合率（％）	(R2) 2.6	→ (R6) 4.8
■浄水施設耐震化率（％）	(R2) 63.9	→ (R6) 66.8
■備蓄品目（食料）（食）	(R2) 11,120	→ (R6) 11,120
■備蓄品目（生活必需品物資等）（品目）	(R2) 0	→ (R6) 10
■下水道処理施設 耐震化適合数（箇所）	(R2) 1.0	→ (R6) 2.0
■新ゴミ処理施設工事進捗率（％）	(R2) 0	→ (R6) 100

4 保健・医療

◎医療機関との連携強化【健康課】

- ・災害時の医療体制を確保するため、多可町立診療所における災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行う。
- ・多可赤十字病院への支援体制を維持し、連携強化を推進する。
- ・大規模災害時に多可町内医療機関の医療従事者の確保を図るため、県医師会や三師会等と連携し、医療救護活動等の体制整備を進める。
- ・大規模災害などによる多数の負傷者の発生に対応するため、近隣の病院等との相互応援体制などを整備する。
- ・県が運航するドクターヘリの安定的な運用に協力・連携し、救急医療体制の充実を図る。

◎感染症の発生・まん延の防止【健康課】

- ・災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から衛生的な手洗い、うがい等を推進するとともに、予防接種の接種率向上を図る。
- ・浸水被害等による感染症の発生予防等のため、兵庫県、消毒業者等の関係団体と連携し、消毒・害虫駆除等を行う。
- ・避難所や被災者宅を保健師等が訪問し、住民の健康状態を把握・支援する。
- ・トイレやごみ処理をはじめ、避難所における衛生環境の維持に配慮できるよう、感染症等の発生予防への備え、取組を推進する。
- ・消毒液やグローブ、マスク等の備蓄品を確保する。

◎遺体安置・火葬体制等の整備【生活安全課】

- ・大量の遺体発生に伴う環境の悪化及びそれに起因する感染症のまん延を防止するため、西脇多可行政事務組合と連携して斎場の機能強化、適正管理を行う。
- ・大規模災害の発生による町内又は都市部等での多数の死者の発生を想定し、西脇多可行政事務組合と連携し、遺体安置・火葬の広域的な相互支援体制の構築を検討する。

【重要業績評価指標】

■救急車両更新台数（台）	(R2) 0	→ (R6) 3
■AED設置数（数）	(R2) 34	→ (R6) 35
■救命講習延べ参加者数（数）	(R2) 117	→ (R6) 120
■定期予防接種接種率（子ども）（%）	(R2) 100	→ (R6) 100

5 情報・通信

◎防災情報の提供体制の整備【生活安全課】

- ・雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報、避難勧告等の防災情報について、防災行政無線やホームページ、SNSなどを活用し、町民への積極的な広報を行う。
- ・気象情報や火災情報などの緊急情報を配信する「たかちょう防災ネット」への登録を啓発する。

◎防災体制の強化【生活安全課】

- ・消防、警察など関係機関との情報共有体制を構築するとともに、電力、通信、交通網等の途絶に備え、情報伝達手段の多重化を図る。
- ・避難勧告・指示など避難情報の適切、迅速な発令に向け、河川監視システムによる雨量観測や水位監視体制を強化し、災害対応の充実を図る。

◎情報通信設備の機能確保【総務課・生活安全課】

- ・情報通信事業者との情報伝達・共有体制の構築を図るとともに、情報通信施設・設備の耐震化や回線の冗長化など、事前対策の実施を要請する。
- ・大規模災害時において、臨時携帯電話基地局や特設公衆電話などの活用を進めるとともに、資材整備、人員確保等の迅速な復旧体制を構築する。
- ・情報通信サービスの利用確保、災害時における行政機能の確保を行う。

【重要業績評価指標】

■河川監視カメラ等新規増設箇所数（箇所）	(R2) 8	→ (R6) 8
■たかちょう防災ネット登録者数（人）	(R2) 3,680	→ (R6) 5,000
■ひょうご防災ネットアプリ利用者数（人）	(R2) 1,530	→ (R6) 2,500

6 産業

◎事業者の事業継続体制の整備【商工観光課】

- ・大規模災害時において、被害の軽減や事業の継続・早期復旧を図るため、商工会と連携し、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。
- ・被災した事業者に対し、金融機関や商工会等の関係機関と連携し、事業活動の早期再開に向けた相談や金融支援を行う。

【重要業績評価指標】

■企業誘致件数（件）

（R2） 0

→（R6） 1

7 交通・物流

◎交通施設等の安全性の確保【建設課・学校教育課・こども未来課】

- ・橋梁、横断歩道橋等の道路構造物について、兵庫県との連携の下、耐震化や定期的な点検を行うとともに、点検結果に基づく長寿命化修繕計画により、計画的な修繕や架け替えを行い、安全な交通機能を確保する。
- ・通学路及び未就学児童の安全対策を施す。

◎緊急輸送ルートの確保【建設課・産業振興課・生活安全課】

- ・大規模災害時における救命・救急活動や支援物資の輸送等を迅速に行うルートを確認するため、主要幹線道路の整備やネットワーク化、橋梁等の耐震化・長寿命化などを推進する。
- ・特に重要性の高い緊急幹線道路等において、無電柱化などの取組を促進する。
- ・道路照明等の道路施設の定期点検や舗装等の修繕、街路樹等の適正管理を進める。
- ・中山間地等における集落の孤立化を防止するため、う回路となり得る農道・林道適正管理を推進する。
- ・孤立した地域での救助活動や物資輸送等を行うため、兵庫県や自衛隊と連携したヘリコプターの運用・活用を進める。

◎広域幹線道路の整備【建設課】

- ・平常時・災害時を問わず安定的な輸送ルートを確認し、物流生産性の向上と命をつなぐ道路ネットワークの強化を図るため、国道 427 号豊部バイパスや加美八千代線三室バイパス等の早期事業化にむけ、兵庫県と連携し推進する。

◎地域幹線道路の整備【建設課】

- ・広域幹線道路を補完し、地域間を連絡する地域幹線道路について、兵庫県と連携し、道路拡幅、交差点改良、歩道整備などを推進する。

◎地域幹線道路を補完する道路の整備【建設課】

- ・町道等の整備を推進し、道路ネットワークの多重化を図るとともに、道路照明灯の道路施設の定期点検や舗装等の修繕、街路樹等の適正管理を実施する。
- ・交通施設、沿道建築物等の損傷・倒壊時の移動手段として期待される自転車の活用を促進するため、自転車ネットワークの形成を図る。

- ・通学路の合同点検結果や通学路交通安全プログラムに基づいた安全対策を実施する。

◎道路復旧体制の整備【建設課】

- ・災害時の道路破壊等に対応するため、復旧等に必要な資機材を整備するとともに、多可町建設業協会その他関係機関との協力体制を確立する。
- ・警察や国、県などの関係機関と連携した情報収集・共有体制を確立する。

◎沿道・沿線建築物の安全性の確保【定住推進課】

- ・耐震改修促進計画を策定し、沿道・沿線等における住宅や不特定多数が利用する建築物の耐震化等を促進する。
- ・沿道・沿線等における危険空き家等の除却、適正管理の啓発等を行うとともに、危険ブロック塀の撤去を促進する。

【重要業績評価指標】

■道路橋長寿命化対策実施数（Ⅲ判定以上）（橋数）	（R2） 10	→（R6） 0
■国道４２７号豊部バイパスの整備率（％）	（R2） 50	→（R6） 100

8 行政機能

◎災害対応力の強化【生活安全課】

- ・職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、職員行動マニュアルを作成し、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。
- ・大規模災害時における業務継続体制を確保するため、町の業務継続計画を策定し、継続的な見直しによる実効性の向上を図る。
- ・大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。

◎消防・救急体制の充実【生活安全課】

- ・北はりま消防組合と連携し、救急車両、資機材等の更新・整備を進めるとともに、救急救命士の育成などにより消防・救急体制の強化を図る。
- ・関係機関との情報共有や大規模災害時を想定した合同訓練の実施などにより、連携体制を強化する。
- ・消火栓や防火水槽など、安定した消防水利の確保を図る。
- ・北はりま消防組合と連携し、消防救急指令システムの高度化、情報通信手段の多重化など、ICTの活用等による情報収集・伝達機能の向上を図る。
- ・未耐震化・老朽化の課題がある多可出張所について早期に建て替えを実施する。

◎防災拠点におけるエネルギー供給の確保【財政課・生活安全課・総務課】

- ・町庁舎、消防署、病院等の防災拠点において、非常用電源設備の整備、維持管理を適切に行うとともに、非常時の燃料供給に係る協定等の締結により、非常用電源、緊急車両等に用いる燃料の確保を図る。

◎行政機能の維持・確保【生活安全課・総務課】

- ・災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、避難所となる公共施設

の耐震化を引き続き進める。

- ・電源供給停止の麻痺・長期停止におけるリスク回避のため、バックアップ電源の確保を行う。

【重要業績評価指標】

■被災時受援計画策定状況

(R2) 未策定 → (R6) 策定済

9 避難支援

◎避難体制の確保【生活安全課・総務課】

- ・自主防災組織での備蓄や発電設備等の整備、地域における自主防災活動の強化などを図るため、地区防災計画の作成を支援する。
- ・防災行政無線のデジタル化に合わせ、親局と屋外拡声子局間で相互通信が可能なシステムを導入し、非常時の通信手段を確保する。
- ・冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保と感染症を予防する。
- ・避難所へのマンホールトイレの設置をする。
- ・公共施設の Wi-Fi 環境については、災害発生時の避難者等の情報通信手段としての利用が想定されるため、環境の確保を図る。

◎災害時要援護者等の特性に応じた支援体制の整備【生活安全課・ふくし相談支援課・福祉課・健康課・生涯学習課】

- ・高齢者、障がい者、外国人など、災害時要援護者の特性に応じた防災情報の提供の構築を進める。
- ・災害時に避難支援を要する者について個別支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。
- ・浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、指導・助言を行う。

◎防災思想・知識の普及啓発【生活安全課】

- ・土砂災害等による孤立が懸念される地域において、その危険性を周知啓発し、早期避難を促進する。
- ・洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを更新・発行し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所等の周知啓発を行う。
- ・気象情報や火災情報などの緊急情報を配信する「たかちょう防災ネット」への登録を啓発する。
- ・住民の主体的な避難行動を支援するため、住民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めておく「マイ避難カード」作成の取組を展開する。

◎仮設住宅対策【定住推進課】

- ・あらかじめ仮設住宅の建設地を選定するなどの事前準備を進める。

【重要業績評価指標】

■ハザードマップの更新状況	(R3) 更新予定
■災害時要援護者個別支援計画作成人数（人）	(R2) 2 → (R6) 50
■避難確保計画作成割合（％）	(R2) 0 → (R6) 100
■指定避難所設置箇所数（箇所）	(R2) 28 → (R6) 28

10 地域防災力の強化

◎地域防災力の強化【生活安全課】

- ・関係機関、消防団、自主防災組織等と連携し防災訓練を実施するとともに、地域における防災士等の育成・活用や自主防災組織の活性化を図る。
- ・防災上の地域課題を共有し、地域住民による自発的な防災活動を定める行動計画の作成・見直しを支援する。
- ・自主防災組織による災害時要援護者と支援体制の充実を図るとともに、災害時要援護者の的確な避難誘導等を進めるため、それぞれの要援護者のニーズに応じた個別支援計画の作成を支援する。
- ・関係機関、消防団、自主防災組織等と連携し防災訓練等を実施するとともに、地域における防災士等の育成や自主防災組織の活性化などを図る。
- ・消防団員の加入促進により団員の確保を図るとともに、消防団車両・資機材等の更新・整備を進める。
- ・地域における消防力の確保を念頭に置きつつ、地域が主体となる消防団の組織再編の取組を支援する。

◎防災思想・知識の普及啓発【生活安全課】

- ・緊急地震速報についての周知啓発やシェイクアウト訓練及び避難訓練を自主防災組織で行うなど、町民の防災意識の高揚を図る。

◎地域における防犯活動の推進【生活安全課・学校教育課】

- ・地域における防犯活動や防犯カメラの設置を支援する。
- ・夜間の犯罪防止のため、防犯灯等を適正に管理する。
- ・青少年補導委員や青色回転灯防犯パトロール車による巡回パトロールを実施し、非常時における警察との情報共有体制を整備する。

◎災害ボランティアの受入体制の整備【福祉課、ふくし相談支援課】

- ・社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの運営を支援し、災害ボランティアの円滑な受入を促進する。
- ・迅速かつ適切なボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会による災害ボランティアや災害ボランティアコーディネーターの養成を支援する。

◎地域コミュニティの活性化【生涯学習課・生活安全課】

- ・災害時の急激な環境変化等にも対応できるよう、平時から地域課題の解決等に繋がる取組を支援する。
- ・地域共生社会の実現に向けて研修を通じて人材育成を実施する。
- ・地域コミュニティにおける共助の強化を図るとともに、地域の実情に応じた防災活動が実施できるよう自主防災組織の活性化を図る。

【重要業績評価指標】

■年間火災発生件数（件）	(R2) 8	→ (R6) 8
■住宅用火災警報器設置率（％）	(R2) 67.5	→ (R6) 75
■集落防災計画作成件数（件）	(R2) 56	→ (R6) 61
■防災訓練実施延べ団体数（団体）	(R2) 48	→ (R6) 61
■刑法犯認知件数（件）	(R2) 55	→ (R6) 50
■県・町補助による自治会等の防犯カメラ設置台数（台）	(R2) 1	→ (R6) 5
■1人1日当たりゴミ排出量（g）	(R2) 636	→ (R6) 600
■災害ボランティア登録者数（人）	(R2) 0	→ (R6) 100

1 1 人材育成

◎復旧・復興を担う人材の育成・確保【生活安全課・建設課・税務課】

- ・建築物の被害状況などを調査する家屋被害認定士や被災建築物応急危険度判定士等の養成に努める。
- ・災害対応の知識や経験を持つ兵庫県・市町職員を被災市町に派遣する「ひょうご災害緊急支援隊」などの支援者の受入体制を整備する。

◎組織体制の強化【総務課】

- ・「個々の職員が持つノウハウを組織全体が共有し、職員誰もが個々の対応をすることができる仕組みづくり」を行う。
- ・場合によっては、近隣事業体との広域連携、地元観光事業組合などとの民間事業者との連携といった観点からも検討を進める。

【重要業績評価指標】

■家屋被害認定士数（人）	(R2) 60	→ (R6) 70
■災害ボランティアコーディネーター数（人）	(R2) 0	→ (R6) 10

1 2 老朽化対策

◎公共施設再配置計画の推進【財政課】

- ・公共施設等総合管理計画や公共施設個別施設管理計画に基づき、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていく。

◎社会基盤施設の老朽化対策の推進【建設課・産業振興課】

- ・都市基盤の計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。
- ・老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修等の受講を推進する。
- ・農業集落排水施設等の機能診断等により、計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。

【重要業績評価指標】

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ■橋梁点検実施箇所数（箇所） | （R2）2 順目 510 橋の橋梁を 5 年に 1 回点検する |
| ■ため池定期点検実施箇所数（箇所） | （R2）30 →（R6）144 |

1 3 広域連携・官民連携

◎食料、生活必需物資等の供給確保【生活安全課】

- ・兵庫県と連携し、想定避難者数を踏まえた食料、生活必需物資等の備蓄を行う。
- ・大規模小売り事業者等との協定締結や連携強化を図り、災害時の食料、生活必需物資等について、流通備蓄により確保する。
- ・救援物資受入拠点の確保や受入手順、人員体制等の整備を進めるとともに、地域と連携した配送体制を構築する。

◎広域的な相互応援体制の確保【生活安全課】

- ・県・県内市町との災害時応援協定や交流都市との災害時相互応援協定などの締結の推進により、広域的な相互応援体制を確立する。

【重要業績評価指標】

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ■流通備蓄に関する協定等締結事業者数（数） | （R2）2 →（R6）5 |
|-----------------------|--------------|

第5章 脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

〈起きてはならない最悪の事態〉 1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進めるとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう整備を進める必要がある。【生活安全課・財政課・総務課・教育総務課】 ・住宅等の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。【定住推進課】 ・旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援する必要がある。【定住推進課】 ・空家等対策計画に基づき、空家等への対策を推進する必要がある。【定住推進課】 ・特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて勧告・命令・代執行を行う必要がある。【定住推進課】 ・大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を住民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む必要がある。【建設課】 ・公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置計画に基づき、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。【財政課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 1-2) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。【生活安全課】 ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【生活安全課】 ・消防団員の確保、資質向上を推進する必要がある。【生活安全課】 ・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【建設課】 ・避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の適切な維持管理が必要がある。【建設課】

・防災上危険な密集市街地の総合的な整備を促進する必要がある。【建設課】 ・避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進めるとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。【生活安全課・財政課・教育総務課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 1-3) 突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。【産業振興課】 ・防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。【生活安全課、上下水道課】 ・雨水幹線の整備を計画的に実施する必要がある。【上下水道課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、たんぼダムやため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。【産業振興課】 ・防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。【生活安全課、上下水道課】 ・防災行政無線及びたかちよう防災ネット等の登録・運用の強化により、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信、収集の強化を図る必要がある。【生活安全課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
〈施策の方向性〉 ・食料、生活必需物資の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるよう適切に管理する必要がある。【生活安全課】 ・災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る必要がある。【生活安全課】 ・住民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、

飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する必要がある。【生活安全課】 ・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。【生活安全課】 ・応急用食料等の受入れに対応するため、防災備蓄倉庫を整備する必要がある。【生活安全課】 ・「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく広域的な実務訓練や情報伝達訓練に参加し、大規模災害時の給水活動と対応力の強化・連携を図る必要がある。【上下水道課】 ・住民の安定的電源確保等に資する住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池、非常時の備えとなる家庭用蓄電池、太陽熱温水器等の導入を促進する必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
〈施策の方向性〉 ・孤立集落が発生した際の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など備えの重要性を呼びかけていく必要がある。【生活安全課】 ・林業生産活動に加えて、地域交通の改善などに重要な役割を果たしている林道等の整備・維持に努める必要がある。【産業振興課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-3) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
〈施策の方向性〉 ・大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める必要がある。【生活安全課】 ・北はりま消防本部等の関係機関との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的な実践的な訓練を実施する必要がある。【生活安全課】 ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【生活安全課】 ・大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けることが困難であるため、消防団や自主防災組織の充実等を図る必要がある。【生活安全課】 ・多数の住民が参加できるよう、地域の災害特性を踏まえた実施方法や訓練内容を工夫するとともに、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての校区で進める必要がある。【生活安全課、こども未来課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-4) 大量の帰宅困難者等の発生、混乱
〈施策の方向性〉

・民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「帰宅困難者対策ガイドライン（関西広域連合）」に基づき、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者の安全・安心な帰宅を支援する必要がある。【生活安全課、企画秘書課】 ・企業等との協定締結を促進し、帰宅困難者への水道水、トイレ及び道路等情報の提供の場を確保する必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
〈施策の方向性〉 ・災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関等における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。【生活安全課】 ・避難所となる小学校等のトイレや清掃等に必要な生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。【教育総務課・上下水道課】 ・大規模災害時において、消防機関等の到着前に傷病者への適切な処置が実施できるよう、住民に対して応急手当の普及啓発を図る必要がある。【健康課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
〈施策の方向性〉 ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、住民に呼びかけるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する必要がある。【健康課】 ・生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策、非常用電源の確保を推進する必要がある。【上下水道課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
〈施策の方向性〉 ・県等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。【健康課】 ・県等と連携し、災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを実施する必要がある。【健康課】 ・冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【生活安全課】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉 3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
〈施策の方向性〉 ・防犯情報の提供を行うため、「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、地域防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
〈施策の方向性〉 ・業務継続計画（BCP）を策定し、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる必要がある。【生活安全課】 ・避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進め、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。【生活安全課・財政課・総務課・教育総務課】 ・災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持するため、緊急連絡体制を整備し、必要な訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【生活安全課】 ・職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【生活安全課】 ・他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制を整備する必要がある。【生活安全課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
〈施策の方向性〉 ・フェニックス防災システムをはじめとした、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する必要がある。【生活安全課】 ・民間の情報通信手段が遮断された際に、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できるよう職員訓練を実施する必要がある。【生活安全課】 ・長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講ずる必要がある。【生活安全課、総務課】 ・電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無

電柱化等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【建設課】
〈起きてはならない最悪の事態〉
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
〈施策の方向性〉
・防災行政無線等、防災情報伝達の多重化を推進し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。【生活安全課】 ・防災行政無線及びたかちよう防災ネット、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等の登録・運用の強化等により、防災情報伝達の多重化を推進し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信、収集の強化を図る必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉
4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
〈施策の方向性〉
・フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、防災担当職員の人材育成を推進する必要がある。【生活安全課】 ・避難行動要支援者避難支援制度を周知し、その登録を推進するとともに、各地域での訓練を実施・支援する必要がある。【生活安全課、ふくし相談支援課、福祉課、健康課】 ・災害時に避難支援を要する者について個別支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する必要がある。また、社会福祉施設や医療施設等における入所者及び入院者の避難確保計画作成を支援する必要がある。【生活安全課、ふくし相談支援課、福祉課、健康課】 ・要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう支援する必要がある。【生活安全課、ふくし相談支援課、福祉課】 ・大規模災害発生時における外国人住民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人住民等からの相談・問合せに対応できる窓口を設置する必要がある。【企画秘書課、生活安全課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

〈起きてはならない最悪の事態〉
5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
〈施策の方向性〉
・大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図ることにより、企業等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する必

要がある。【商工観光課】 ・事業所が策定する業務継続計画（BCP）に基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、啓発を行う必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-2) エネルギー供給の停止、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害
〈施策の方向性〉 ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【建設課】 ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【建設課】 ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】 ・水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策、近隣事業体との連絡管の確保等に努める必要がある。【上下水道課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-3) 産業施設の損壊、火災、爆発等
〈施策の方向性〉 ・大規模災害時の産業施設等における危険物品等の飛散・漏えいによる爆発及び速燃的な火災に備えるため、訓練等を通して災害対応体制の強化と関係機関との連携体制を構築する必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-4) 幹線の分断等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
〈施策の方向性〉 ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【建設課】 ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【建設課】 ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-5) 食料等の安定供給の停滞
〈施策の方向性〉 ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道

路網の構築等を推進する必要がある。【建設課】

- ・災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る必要がある。【生活安全課】
- ・被災者支援のために飲料水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるよう適切に管理する必要がある。【生活安全課】
- ・企業等に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を支援し、自主防災体制の確立や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。【商工観光課・生活安全課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-1) 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

〈施策の方向性〉

- ・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。【生活安全課】
- ・石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める必要がある。【生活安全課】
- ・大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、企業と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。【生活安全課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

〈施策の方向性〉

- ・水道管路については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や近隣事業体との連絡管を整備する必要がある。【上下水道課】
- ・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。【上下水道課】
- ・大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、上水道事業の業務継続計画（ＢＣＰ）を整備（更新）し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。【上下水道課】
- ・大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内の水道事業体との相互応援協定により広域的な応援体制を確立するとともに、定期的な訓練や研修を通じた連携体制の更なる強化を行う必要がある。【上下水道課】

〈起きてはならない最悪の事態〉 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
〈施策の方向性〉 ・大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道事業の業務継続計画（BCP）を整備（更新）し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。【上下水道課】 ・大規模災害に備え、下水道施設等の計画的な設備の整備、管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。【上下水道課】 ・下水道施設の老朽化対策及び非常用電源の確保を図る必要がある。【上下水道課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
〈施策の方向性〉 ・緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【建設課】 ・緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める必要がある。【建設課】 ・早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧を行う必要がある。【建設課】 ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【建設課】 ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
〈施策の方向性〉 ・防災インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る必要がある。【商工観光課】 ・老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修等の受講を推進する必要がある。【建設課】 ・社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっている。人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【建設課・財政課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〈起きてはならない最悪の事態〉 7-1) 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。【生活安全課】 ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【生活安全課】 ・消防団員の確保、資質向上を推進する必要がある。【生活安全課】 ・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【建設課】 ・避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の適切な維持管理が必要である。【建設課】 ・防災上危険な密集市街地の総合的な整備を促進する必要がある。【建設課】 ・避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進めるとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。【建設課・財政課・総務課・教育総務課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺
〈施策の方向性〉 ・空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。【定住推進課】 ・特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う必要がある。【定住推進課】 ・住宅等の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する必要がある。また、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。【定住推進課】 ・旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援する必要がある。【定住推進課】 ・狭あい道路の拡幅整備を進める必要がある。【建設課】 ・防災上危険な密集市街地の総合的な整備を促進する必要がある。【定住推進課、建設課】 ・適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 7-3) ため池、雨水・用水ゲート等の機能不全による二次被害の発生
〈施策の方向性〉 ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。【産業振興課】

・ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険性の高いため池の改修を推進する必要がある。【産業振興課】 ・雨水・用水ゲート等のより効率的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【産業振興課、上下水道課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
〈施策の方向性〉 ・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう企業へ啓発する必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 7-5) 農地・森林等の被害による荒廃
〈施策の方向性〉 ・農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【産業振興課】 ・森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。【産業振興課】 ・森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。【産業振興課】 ・森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。【産業振興課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〈起きてはならない最悪の事態〉 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・災害廃棄物を迅速に処理するため、多可町一般廃棄物処理基本計画に基づき、県及び他市町と連携の上、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。【生活安全課】 ・災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。【生活安全課】 ・大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉

8-2) 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・防災インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手の確保を図る必要がある。【商工観光課】 ・土木・建築・上下水道事業関係の人材育成、技術職員の確保など組織体制等の確立を進める必要がある。【総務課、建設課、上下水道課】 ・県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる体制を構築する必要がある。【生活安全課、建設課、税務課、総務課】 ・職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【生活安全課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
〈施策の方向性〉 ・文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。【教育総務課】 ・歴史資料館の展示物・収蔵物のほか、地域の有形・無形の文化遺産を記録しておく必要がある。【教育総務課】 ・指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関し体系的に把握をする必要がある。【教育総務課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 8-4) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・あらかじめ仮設住宅の建設地を選定する等の事前準備を進める必要がある。【定住推進課】 ・災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を推進し、土地境界を明確化する必要がある。【建設課】 ・地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。【生活安全課、総務課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 8-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

〈施策の方向性〉

- ・地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を確立する必要がある。【生活安全課】
- ・積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業等の関係機関との連携を強化する必要がある。【企画秘書課、商工観光課】
- ・失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応策を検討する必要がある。【商工観光課】

第6章 本計画において活用する国事業、交付金等

【内閣府（地方創生推進事務局）】 地方創生整備推進交付金 子ども・子育て支援整備交付金	子ども・子育て支援事業交付金
【総務省】 公衆無線LAN環境整備支援事業 緊急消防援助隊設備整備費補助金 緊急防災減災事業 緊急浸水推進事業	消防防災施設整備費補助金 公共施設等適正管理推進事業 緊急自然災害防止対策事業
【文部科学省】 学校施設環境改善交付金	認定こども園施設整備交付金
【厚生労働省】 次世代育成支援対策施設整備交付金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 感染症予防事業費県費負担金	保育所等整備交付金 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
【農林水産省】 農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農山漁村振興交付金 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金	緊急予防治山事業 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 農山漁村地域整備交付金
【経済産業省】 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	
【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 砂防事業、地すべり対策事業 その他総合的な治水事業 都市公園・緑地等事業 公営住宅等整備事業 市街地再開発事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 道路メンテナンス事業 都市安全確保促進事業 特定土砂災害対策推進事業	急傾斜地崩壊対策事業 下水道事業 市街地整備事業＜都市防災推進事業＞ 住宅市街地総合整備事業 優良建築物等整備事業 社会資本整備総合交付金 住宅市街地総合整備促進事業 特定洪水対策等推進事業 下水道防災事業 都市公園等整備事業 地籍調査費負担金等

事業間連携砂防等事業 地方創生道整備推進交付金	無電柱化計画推進支援事業 交通安全対策事業
【環境省】 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	

第7章 計画の推進

本計画に基づく強靱化施策の推進に向け、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルの考え方に基づいて、おおむね5年ごとを目安に本計画の進行管理を行います。

また、本計画については、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後に計画の見直しを行う動的な計画として運用します。人口動向や社会情勢の変化、ハザードエリアの変更等が生じた場合などさまざまな課題に適切に対応するため、進行管理の時期等に合わせ必要に応じ適宜見直しを実施します。

計画推進（PDCAサイクルのイメージ）

